

令和 6年11月 1日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作る
ことによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよ
うに行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 6年11月 1日 ～ 令和 11年10月31日

2 内 容

目 標 ① 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする
・男性社員・・・1人以上取得すること

取組内容 令和 6年11月 ～
制度の周知及び啓発の実施

目 標 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

取組内容 令和 6年11月 ～
計画付与等を活用し、積極的に年次有給休暇を取得する
ように推進する



株式会社村山組

MURAYAMA